

29 会 広 整 監 第 28 号

平成 29 年 12 月 26 日

会津若松地方広域市町村圏整備組合

管理者 室 井 照 平 様

会津若松地方広域市町村圏整備組合

監査委員 江 川 辰 也

監査委員 長 澤 操

行政監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 2 項の規定により行政監査を実施したので、
同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を別冊のとおり提出いたします。

平成 29 年 度
行 政 監 査 報 告 書

会津若松地方広域市町村圏整備組合
監 査 委 員

目 次

第1	監査のテーマ	1
第2	監査の目的	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の範囲	1
第5	監査の実施期間	1
第6	監査の方法	1
第7	監査の結果	1

※ 凡 例

報告書中の構成比（％）については、原則、小数点以下第2位を四捨五入しているが、一部合計が100となるよう調整している。

平成29年度 行政監査報告書

第1 監査のテーマ

契約額及び支出額500万円以上の委託契約、契約額3,000万円以上の工事契約

第2 監査の目的

組合において、大型事業が続くなか、契約金額の大きい委託契約及び工事契約の契約事務が適正に行われているかどうかについて、監査することを目的とするものである。

第3 監査の対象

会津若松地方広域市町村圏整備組合

第4 監査の範囲

平成28年度の事務執行分

第5 監査の実施期間

平成29年5月12日から同年12月26日まで

第6 監査の方法

監査実施にあたっては、対象契約に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定したうえで、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

第7 監査の結果

ア 概 要

- 1 今回監査の対象としたものは、業務委託においては契約額及び支出額500万円以上、工事（修繕）請負契約においては契約額3,000万円以上のものであり、所属別契約件数及び金額は次のとおりである。（単位：円）

	業務委託契約		工事（修繕）請負契約		合計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
環境センター	10	643,696,579	4	324,177,120	14	967,873,699
消防本部	4	57,396,600	1	301,040,280	5	358,436,880
用水供給課	3	241,357,098	2	173,026,800	5	414,383,898
合 計	17	942,450,277	7	798,244,200	24	1,740,694,477

- 2 大型事業（衛生費の施設整備費、消防施設費、用水供給事業の資本的支出に係る業務委託及び工事）の契約件数及び金額は次のとおりである。（単位：円）

	業務委託契約		工事（修繕）請負契約	
	件数	金 額	件数	金 額
環境センター（施設整備費）	4	146,813,040	0	0
消防本部（消防施設費）	3	41,490,360	1	301,040,280
用水供給課（資本的支出）	0	0	1	91,800,000
合 計	7	188,303,400	2	392,840,280
上記1の合計金額に占める割合	20.0%		49.2%	

3 業務委託契約及び工事（修繕）請負契約ごとの契約方法は次のとおりである。

＜業務委託契約＞

契約方法	件 数			
	環境センター	消防本部	用水供給課	合計
制限付一般競争入札	2	2	0	4
指名競争入札	6	0	2	8
随意契約	2	2	1	5
合 計	10	4	3	17

＜工事（修繕）請負契約＞

契約方法	件 数			
	環境センター	消防本部	用水供給課	合計
制限付一般競争入札	0	1	1	2
指名競争入札	4	0	1	5
随意契約	0	0	0	0
合 計	4	1	2	7

4 監査の対象となった契約名、契約方法及び契約金額（平成28年度支出額）は次のとおりである。複数年契約及び単価契約を含み、すべて主管課による発注のものである。

＜環境センター＞

（単位：円）

区分	契 約 名	契約方法	契約金額
			平成28年度支出額
業 務 委 託 上 記 以 外	中間処理施設整備に係る環境影響評価等業務委託	指名競争入札	77,225,400
			48,560,040
	最終処分場整備に係る測量及び地質調査等業務委託	制限付一般競争入札	40,451,400
			30,451,400
	最終処分場整備に係る生活環境影響調査業務委託	指名競争入札	7,830,000
			7,830,000
	新し尿処理施設整備・運営事業に係るアドバイザー業務委託	制限付一般競争入札	21,306,240
			8,970,480
	ごみ焼却処理施設運転管理業務委託	指名競争入札	413,640,000
			103,410,000
	残灰運搬業務委託（不燃物運搬業務委託）	随意契約/単価契約	
			55,366,579
	水質等検査業務委託	指名競争入札	9,635,760
			9,635,760
	焼却炉内等清掃業務委託	指名競争入札	8,067,600
			8,067,600
	ごみ焼却施設排ガス分析装置点検業務委託	指名競争入札	5,097,600
			5,097,600

工 事	施設整備費外	ごみ焼却施設計装設備点検業務委託	随意契約	5,076,000
				5,076,000
		ごみ破碎施設破碎機等修理工事	指名競争入札	61,475,760
				61,475,760
		ごみ焼却施設焼却炉等修理工事	指名競争入札	80,244,000
				80,244,000
		沼平第2最終処分場堰堤築造工事	指名競争入札	54,477,360
				54,477,360
		ごみ焼却施設耐火物等修理工事	指名競争入札	127,980,000
				127,980,000

<消防本部>

(単位：円)

区分	契 約 名	契約方法	契約金額
業 務 委 託	消防施設費	会津若松地方広域市町村圏整備組合庁舎耐震補強及び大規模改修工事施工監理業務委託	随意契約
			9,072,000
		会津坂下消防署建設に伴う地質調査業務委託	制限付一般競争入札
		会津坂下消防署新築実施設計業務委託	制限付一般競争入札
工 事	上記以外	消防通信指令施設保守点検業務委託	随意契約
		会津若松地方広域市町村圏整備組合庁舎耐震補強及び大規模改修工事	制限付一般競争入札

<用水供給課>

(単位：円)

区分	契 約 名	契約方法	契約金額
			平成28年度支出額
業 務 委 託	馬越浄水場及び送水施設運転・維持管理業務委託	指名競争入札	226,099,080
			76,540,680
	浄水発生土収集・運搬及び最終処分業務委託	随意契約/単価契約	6,080,178
			9,177,840
	No.3取水ポンプ定検(B)業務委託	指名競争入札	9,177,840
工 事	自家発電設備(機関)更新その他工事	指名競争入札	91,800,000
			91,800,000
	Ⅱ系沈殿池耐震補強その他工事	制限付一般競争入札	81,226,800
			81,226,800

イ まとめ

事務の執行において監査を実施した結果、おおむね適正に事務処理がなされており、事務処理上留意すべき軽微なものについては、別途措置を促したところである。

なお、次のとおり意見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

《 意 見 》

○ 会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事発注基準について（総務課）

組合工事発注基準では、発注方式の採用にあたり予定価格130万円を超えるものは「制限付一般競争入札」又は「指名競争入札」の選択制となっているが、実務における考え方は原則「制限付一般競争入札」とのことであった。そうした中で、前記「概要」が示すとおり、環境センターの機械設備修理工事など技術的要件を必要とする事案もあって、「指名競争入札」のほうが多くなっている。なお、「指名競争入札」や「随意契約」を行う場合は指名人の選考のため入札契約審査会を経ることとなっている。

また、施行場所が会津若松市以外の場合は当該町村の発注基準を準用することができることになっている。この場合、組合方式の発注を基本としながらも、当該町村との協議を踏まえ入札方式を決定しているとのことである。

上記の取扱いにおいて、これまで個々のケースごとに判断され実施しているところであるようだが、入札事務の効率性・透明性向上の観点から、こうした取扱いを内規として定め、一定程度ルール化していくことの必要性について検討されたい。

また、契約の目的や内容によっては、単に価格だけでなく相手方の提案内容や事業者の経営姿勢などを含めて幅広い視点から契約の相手方を選定するほうが望ましい場合もあることから、総合評価方式が地方自治法施行令により認められている。組合においても平成29年度に会津坂下消防署新築工事請負契約の締結において、施行場所が会津坂下町であったことから、当該自治体との協議を重ね、最終的に同町の発注基準を準用して総合評価方式を取り入れた経過がある。

しかし、平成28年度に行った組合庁舎耐震補強及び大規模改修工事においては、施行場所が会津若松市であるため、組合工事発注基準が直截的に適用される中であって、同発注基準には総合評価方式の明文規定がないこともあって、制限付一般競争入札での契約締結となったところである。

一方で、現行の組合工事発注基準において、技術的に難度の高い工事、競争性に乏しい工事、多様な入札方法を考慮しなければならない工事又は特殊な工事等、その性質により、発注が困難な場合は別途発注方式を検討することとしていることも考慮し、今後、組合においても同基準に総合評価方式を明文的に位置づける必要性について調査研究されたい。

○ ごみ処理施設破碎機等修理工事について（環境センター）

施工計画書は、受注者が工事現場における建設工事を適正に実施するために作成す

るものであり（建設業法第26条の3）、受注者自らが工事目的物を完成するために必要な一切の手段（施工方法）を記載したものである。これに基づき受注者は自らが定めた事項を実行することとなる。

工事施工中の安全管理については、施工計画書での保安体制の確認及び現地作業に関しての記録票や写真の提出を求めており、本工事においては活動中の写真が添付されていたものの、今回の監査では書類での検証はなしであった。

発注者としての安全管理の確認を励行するとともに、現場での安全教育等の実施の確認を明確にするために、写真の添付に加え提示された書面の写しを添付するなど、第三者が工事現場における安全管理（適法性）を確認できるような工夫が必要である。

また、本施設においては年間を通じ多岐にわたる工事が行われており、継続的な廃棄物処理に配慮されている状況がうかがえる。このような中、不断の運用が要求されている施設については、工事請負契約約款に基づき工事完成引渡し前に受注者と部分使用について協議を行い運用しているところである。

本工事において、部分使用中に器物の破損を起因とした契約の変更があった。施工者の責めに帰すべきこととはならなかったが、工事の実施に当たっては施設が稼動中であることなど、施工環境についても十分な注意が必要である。

いずれにせよこれらの運用には、発注者がその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用している状況が必要であることから、受注者・発注者相互の責任を明確するとともに、施設の損耗を抑える工夫を行いながら、健全で長期的視点に立った施設運用にあたられたい。

○ 会津若松地方広域市町村圏整備組合庁舎耐震補強及び大規模改修工事施工監理業務委託並びに会津坂下消防署新築実施設計業務委託について（消防本部）

契約書は、契約の内容を表示する文書であり、発注者と受注者の業務範囲を明確化するものである。今回の上記2契約書においては、準用するものが「工事請負契約約款及び仕様書」や「財務規則及び仕様書」であった。準用する書類の特定が不十分であったものと見受けられた。

建築関係の技術者が限られている中で上記のような監理業務委託及び実施設計業務委託は有効な手法と思われるが、今回の管理業務委託や実施設計業務委託においては権利義務・業務内容を特定するに十分ではなかったといえる。

今後はこうした業務が継続していくことから、組合として「工事監理業務委託約款」や「建築設計業務委託約款」等の整備について早急に検討され、将来的には部局を超えた人材活用についても考慮されたい。